

CITY OF YOKOHAMA

# 横浜市保健所における 残留農薬への対策について

横浜市医療局健康安全部食品衛生課

令和5年11月25日 令和5年度食の安全を考えるシンポジウム

明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

## 農薬の役割

- 病害虫の被害から保護
- 雑草の防除
- 作物の成長を調整



品質のよい農産物を  
効率よく安定して生産し、  
なるべくコストを抑えて、  
市場に供給するために使用

“残留農薬”  
が気になります



## 残留基準の設定

厚生労働省では、科学的評価に基づき、健康への悪影響がないよう残留基準を設定します。

## 食品を通じた農薬摂取量の調査

厚生労働省では、日常の食事を通じた農薬摂取量の調査を行い、健康に悪影響を生じないレベルが確認しています。

## 残留農薬の検査等の実施

検疫所や都道府県等では、食品中の残留農薬が基準に適合しているかを確認します。

基準を超える食品の販売等は食品衛生法により禁止されています

# 横浜市保健所における残留農薬への対策

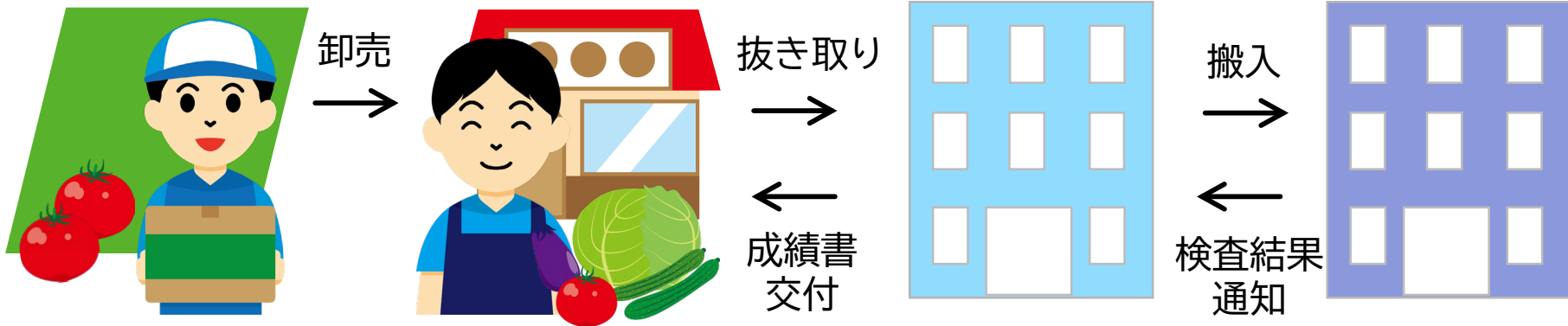
毎年度、監視指導計画を定め、市内を流通している農産物を対象に残留農薬の検査を実施しています。

生産者

販売店

横浜市保健所

横浜市検査機関



# 横浜市保健所における残留農薬への対策

過去5年間で997検体について残留農薬の検査を行い、6件の違反がありました。

〈残留農薬の検査〉	検査実施数	違反件数
平成30年度	240 検体	0 件
令和元年度	248 検体	2 件
令和2年度	153 検体	1 件
令和3年度	155 検体	1 件
令和4年度	201 検体	2 件

横浜市内産の農産物を中心に、残留農薬検査を実施しました



# 市内流通農産物の食品衛生法違反事例（平成30～令和4年度）

年度	食品	違反内容
R1	根生姜(中国産)	クロチアニジン 基準値超過
R1	パセリ	ボスカリド 基準値(一律基準)超過
R2	小松菜	トルフェンピラド 基準値(一律基準)超過
R3	きゅうり	アセフェート及びメタミドホス 基準値超過
R4	小松菜	シメコナゾール 基準値(一律基準)超過
R4	小松菜	テブコナゾール 基準値(一律基準)超過

## 農薬の残留基準を超える食品を発見した場合の対応

- 販売者に対し、基準を超える食品の販売等を禁止し、迅速な回収の指導等を行います。
- 市内産農産物である場合、農薬取締法を所管する関係機関と連携し、生産者に対する原因究明及び再発防止の指導を行います。

### 〈食品等のリコール情報〉

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

#### 公開回収事案検索

公開されている食品リコール情報を検索します。絞り込み条件を指定して「検索」ボタンをクリックしてください。

検索条件		
発出年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>
公開年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>
整理番号	<input type="text" value="RCL202300021"/>	食品等の一般名称 <input type="text"/>
商品名	<input type="text"/>	食品等の特定情報 <input type="text"/>
回収の理由	<input type="checkbox"/> 農薬衛生法違反 <input type="checkbox"/> 農薬衛生法違反のおそれ <input type="checkbox"/> その他（農薬衛生法） <input type="checkbox"/> 食品表示法違反 <input type="checkbox"/> 食品表示法違反のおそれ <input type="checkbox"/> その他（食品表示法）	
食品衛生法第20条に該当	<input type="checkbox"/>	
回収着手時点における販売状況	<input type="text"/>	回収に着手した年月日 <input type="text"/>
回収方法	<input type="text"/>	回収状況 <input type="text"/>
健康被害の発生状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
健康への危険性の程度	<input type="checkbox"/> CLASS I <input type="checkbox"/> CLASS II <input type="checkbox"/> CLASS III	
管轄都道府県名	<input type="text" value="未選択"/>	管轄保健所名 <input type="text" value="未選択"/>
発出者 <input type="radio"/> 回収担当 <input type="radio"/> 委託等を受けた者 <input type="radio"/> 製造所又は加工所		
商品番号	<input type="text"/>	

検索 CSV出力 Excel出力 クリア 戻る

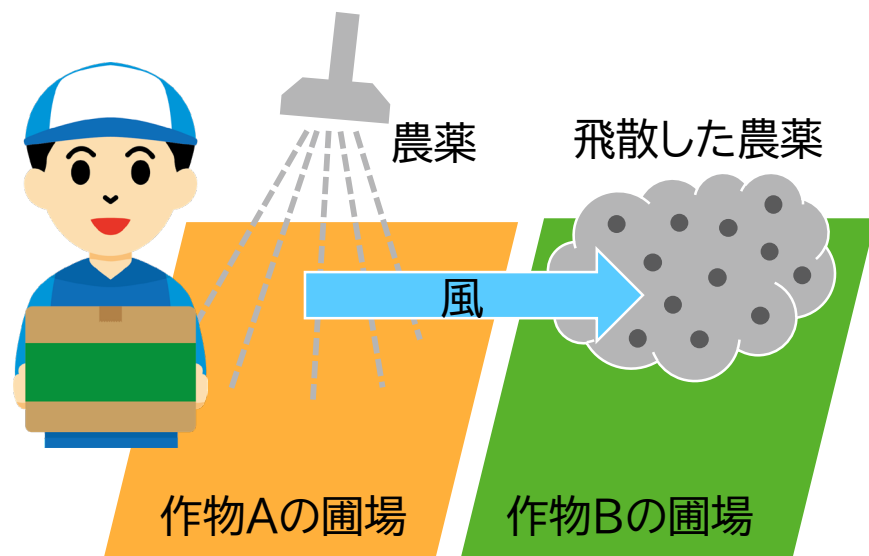
検索結果

健康への危険性の程度	回収の理由	発出年月日	公開年月日	整理番号	食品等の一般名称
1～1件目/1件中					

## 農薬の残留基準を超える食品を発見した場合の対応

- 販売者に対し、基準を超える食品の販売等を禁止し、迅速な回収の指導等を行います。
- 市内産農産物である場合、農薬取締法を所管する関係機関と連携し、生産者に対する原因究明及び再発防止の指導を行います。

〈圃場における農薬飛散（ドリフト）のイメージ〉





## まとめ

- 農薬の残留基準は、健康への悪影響がないよう、科学的根拠に基づき、厚生労働省が設定しています。
- 横浜市保健所では、市内を流通する農産物を対象に残留農薬の検査を実施し安全性を確認しています。
- 農薬の残留基準を超えた農作物は、違反食品として、販売等の禁止、回収等の措置を行い、関係機関と連携し、生産者への再発防止等の指導を行っています。

